

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に
基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する
託送供給等約款料金の算定に関する省令第26条第3号イ(1)に
掲げる額の提出について

北電工ネ 第13号
平成27年12月28日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 真弓 明彦

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令第26条第3号イ(1)に掲げる額について、「託送供給等約款認可申請に係る補正について」(平成27年12月11日付け20151211資第1号)を踏まえ、次のとおり提出いたします。

提出内容	
第26条第3号イ(1)に掲げる額	8円55銭